

## 沖縄県災害時備蓄物資の有効活用に関する要領

### (目的)

**第1条** この要領は、沖縄県地域防災計画及び沖縄県備蓄方針に基づき、沖縄県が、災害時における被災者の救助のために備蓄する食料、飲料水及び生活用品等（以下「備蓄物資」という。）のうち、入替等により災害時の備蓄物資としての役目を終えたものについて、防災訓練や防災教育のほか、生活困窮者等の支援の場などにおいて有効活用するため、備蓄物資の提供に必要な事項等を定めることにより、備蓄物資の適正な管理と食品ロスの削減等を推進することを目的とする。

### (提供対象備蓄物資)

**第2条** この要領により提供できる備蓄物資は、定められた使用期限（食料及び飲料水については、消費期限又は賞味期限のいずれか早い期限）、の日前1年未満のものとする。ただし、沖縄県知事が特に認めるときはこの限りでない。

### (提供対象者)

**第3条** 備蓄物資は、県内に事業所等の住所を有し、その活動状況等を公表している団体等であって、かつ、次の各号のいずれかに定める活動において備蓄物資を活用する場合に提供できる。ただし、沖縄県知事が必要と認める場合はこの限りでない。

- (1) 市町村及び自主防災組織等が実施する防災訓練又は防災教育その他防災意識の啓発のために使用する場合
  - (2) 小中学校、高校、大学等の教育機関が実施する防災教育その他防災意識の啓発のために使用する場合
  - (3) 子どもの貧困対策、生活困窮者支援等として実施する、現に経済的に困窮している者・世帯に対する食料の支援・配布等で使用する場合
- 2 前項の規定にかかわらず、備蓄物資の活用が営利的、宗教的又は政治的な目的と認められるときは、提供しない。備蓄物資を活用しようとする団体又は個人が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者又はこれらの者により結成され、又は関係を有する団体であるときも、同様とする。

### (申請方法)

**第4条** 備蓄物資の提供を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、沖縄県災害時備蓄物資提供申請書(様式第1号)に関係書類を付して沖縄県知事に提出しなければならない。

(提供等の決定)

**第5条** 沖縄県知事は、前条の申請があったときは、備蓄物資の提供の可否及び提供する備蓄物資の種類及び数量等を決定し、沖縄県災害時備蓄物資提供決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(提供の実施等)

**第6条** 備蓄物資の提供は、備蓄物資保管先その他沖縄県知事が指定する場所において引き渡しとする。なお、備蓄物資の提供に係る費用は、申請者が負担するものとする。

2 備蓄物資の提供を受けた者(以下「譲渡先」という。)は、速やかに沖縄県災害時備蓄物資受領書(様式第3号)を沖縄県知事に提出しなければならない。

3 譲渡先は、当該備蓄物資を申請内容に基づいて活用した場合は、その内容等が分かる資料を添付して沖縄県へ報告するものとする。

(利用制限)

**第7条** 譲渡先は、提供を受けた備蓄物資につき、沖縄県災害時備蓄物資提供申請書に記載の内容と異なる用途・目的で使用し、及び譲渡、交換、転売してはならない。

(備蓄物資の返還)

**第8条** 譲渡先は、備蓄物資の提供を受けた後に、催事等の中止などやむを得ない理由により備蓄物資を活用しなくなった場合は、速やかに沖縄県に返還しなければならない。ただし、現に、提供された備蓄物資の使用期限が過ぎ、食品等として利用できなくなった場合は、譲渡先において適切に処分するものとする。

(遵守事項)

**第9条** 譲渡先は提供を受けた備蓄物資の活用にあたり、食品衛生法その他関係法令等を遵守するとともに、食物アレルギーの原因となる物質(アレルゲン)の有無の表示や備蓄物資の適切な使用方法等について、譲渡先から備蓄物資の提供を受けた者に対し説明し、その理解を求めなければならない。

(その他)

**第10条** この要領に定めのないものについては、沖縄県知事が別に定める。

## 附 則

この要領は、令和6年10月18日から施行する。